

契約事務の効率化に向けた事務手続きの見直しについて(お知らせ)

1 概 要

本市においては、契約事務に係る手続きの効率化を図るため、契約関係の提出書類や契約保証金の免除要件を下記のとおり見直すこととしましたので、お知らせいたします。

2 内 容

(1)契約関係書類の簡素化

建設工事及び建設工事に付帯する測量その他の業務の契約において、次のとおり、契約関係書類の簡素化を行います。

見直し前	見直し後
課税事業者である旨の届出書又は 免税事業者である旨の届出書を提出	<u>免税事業者の方のみ免税事業者である旨の届出書を提出</u> (※課税事業者の方は、提出不要)

(2)契約保証金の免除要件の緩和

契約の種類	見直し前	見直し後
工事の請負契約	契約金額300万円未満の場合に契約保証金の納付を免除	契約金額500万円未満の場合に契約保証金の納付を免除
工事に付帯する 測量その他の 業務委託契約	契約金額200万円未満(随意契約に限る)の場合に契約保証金の納付を免除	契約金額500万円未満の場合に契約保証金の納付を免除
物品等供給契約	①過去実績要件は、100万円以下の場合に契約金額の5割未満で可 ②契約金額100万円以下(随意契約に限る)の場合に契約保証金の納付を免除	①過去実績要件は、 <u>200万円以下</u> の場合に契約金額の5割未満で可 ②契約金額200万円以下(物品の買入れ又は修繕においては、 <u>契約金額300万円以下</u>)(いずれも随意契約に限る)の場合に契約保証金の納付を免除

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(問合せ先)

北九州市技術監理局 契約制度課
電話：093-582-2545